

三田市新学校給食センター整備基本計画策定業務
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「三田市新学校給食センター整備基本計画策定業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 業務名

三田市新学校給食センター整備基本計画策定業務（以下、「基本計画」という。）

(2) 業務の目的

本市では、現在、ゆりのき台給食センター及び清水山給食センターの施設・設備の老朽化に伴い、今後の効率的な事業運営と合わせ、現有2センターを統合し、新学校給食センター建設に向けた整備を予定している。

本業務は、市が新学校給食センターの整備・運営を効率的・効果的に推進するため、施設の詳細計画や配送ルート、概算事業費の再精査など、事業内容の検討・整理を行い、新学校給食センターの整備基本計画を策定するとともに、民間の資金や整備・運営ノウハウを活用する手法の導入可能性を調査するなど、様々な事業手法を比較検討し、最適な整備手法を選定するための支援を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「三田市新学校給食センター整備基本計画策定業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」に示すとおりとする。

(4) 本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

- ① 三田市学校給食センター整備基本構想における基本理念及び基本方針の具現化に対する考え方について
- ② 最適事業手法の選定方法について
- ③ 既存施設の稼働維持と円滑な整備・移転マネジメントについて

(5) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

2 予算

委託料の見積限度額は9,900,000円（うち令和8年度分0円、令和9年度分9,900,000円）（消費税及び地方消費税を含む）とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

4 日 程

候補者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

内 容	期 日 等
実施公告	令和 8 年 6 月 3 0 日（火）
質疑提出期限	令和 8 年 7 月 8 日（水）
質疑回答期限	令和 8 年 7 月 1 4 日（火）
参加表明書の提出期限	令和 8 年 7 月 2 1 日（火） 1 7 時必着
参加資格審査結果 （選定・非選定）通知	令和 8 年 7 月 2 9 日（水）
技術提案書提出期限	令和 8 年 8 月 2 4 日（月）
技術提案書審査 （プレゼンテーション）	令和 8 年 9 月 1 日（火）※詳細は別途通知
選定審査結果 （特定・非特定）通知	プレゼンテーション後概ね 1 週間以内

5 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

【基本的要件】

- (1) 三田市入札等参加資格者名簿に登録された者であること。又は入札等参加資格者名簿に未登録の者で、参加表明時に次の書類を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた者

＜プロポーザル参加のための確認書類＞ ※追加資料の提供を求める場合があります。

① 代表者証明（商業登記履歴事項全部証明書）
② 法人税・消費税及び地方消費税の納税証明（その 3 の 3） ※ 滞納がないことが確認できること
③ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書） ※ 最新 1 年分の決算数値がわかるもの
④ 印鑑登録証明書及び使用印鑑届（様式任意）

- (2) 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 三田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 9 号）第 2 条第 3 号に該当しない者であること。
- (6) 国税・県税・市税を滞納していないこと。

【その他要件】

- (1) 過去 10 年間（平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）において、国又は地方公共団体が発注した本業務と同種又は類似業務を元請けとして完了又は受注した実績（契約金額は問わない。）を有していること。

なお、「同種」、「類似」とは次に掲げる通りの業務とする。

同種業務

- ・学校給食施設整備（新築）に係る基本計画策定業務

類似業務

- ・学校給食施設整備（増築や改修）に係る基本計画策定業務
 - ・PFI 方式又は DBO 方式による学校給食センター整備運営事業に係る実施方針、要求水準書の作成・公表、事業者の募集、契約までの一連の業務に対する支援業務
- (2) (1)の業務を予定（管理・主任）技術者として従事した者を配置できること。また、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定に基づく一級建築士の資格又は技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）の規定に基づく技術士（建設部門：都市及び地方計画）である者を予定（管理・主任）技術者として配置できること。

6 説明会

説明会は実施しない。

7 質疑・応答

- (1) 提出方法
別添の質問書により、(3)提出先のメールアドレスに電子メールで提出すること。口頭による問い合わせには一切応じない。
- (2) 提出期限
令和 8 年 7 月 8 日（水） 17 時まで（必着）
- (3) 提出先
三田市教育委員会 学校教育部学校給食課（ゆりのき台給食センター）
E-mail:kkyush_u@city.sanda.lg.jp
- (4) 回答方法
令和 8 年 7 月 14 日（火） 17 時までに三田市ホームページの当該ページに掲載する。

8 参加申込の手続き

- (1) 提出書類

様式等	提出部数
① 参加表明書（様式 1）	各 1 部
② 会社概要（様式 2－1）	
③ 業務実績（様式 3）	
④ 業務実施体制（様式 4）	
⑤ 予定（管理・主任）技術者の経歴等（様式 5）	
⑥ 予定（管理・主任）技術者の業務実績（様式 6）	
⑦ 5 (1)で示した書類（三田市入札等参加資格者名簿に未登録の者のみ）	

※様式４の「管理技術者」は業務責任者を、「主任技術者」は業務主任者を指す。

※共同企業体の場合は、共同企業体参加資格審査申請書（様式２－２）を①共同企業体協定書 ②委任状 ③使用印鑑届と共に提出すること。

(2) 留意事項

- ① 法人及び予定技術者(管理技術者及び主任技術者)の業務実績は、過去 10 年間において、同種・類似業務を元請として受注し、実施したものを対象とすること。

なお、予定技術者との雇用関係を証明する書面(健康保険証等、記号番号等特定に係る部分は黒塗りすること。)を併せて提出すること。

- ② 業務の一部を第三者に委託する場合は、業務実施体制(様式４)に記載するとともに、契約締結時に承諾手続きを経ること。ただし、管理技術者及び主任技術者を第三者に委託することはできない。

- ③ 記載した業務実績について、契約書又は TECRIS 等の写しを提出すること。

また、予定技術者がその業務を担当したことを証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

- ④ 様式５及び６については、様式４「業務実施体制」に記載した予定技術者ごとに作成すること。

(3) 提出期限

令和 8 年 7 月 2 1 日（火） 1 7 時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。（なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。また、持参の場合には、土日、祝日を除く 9 時から 1 7 時までの間に持参すること。）

(5) 提出先

三田市教育委員会 学校教育部学校給食課（ゆりのき台給食センター 1 階）

（送付先は、「15 問合せ先」を参照）

9 参加資格審査・通知

(1) 参加資格審査

提出された参加表明書類について参加資格を確認し、資格を有する者に技術提案書の提出を依頼する。資格を有しない者については、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日以内に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。その場合の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 1 0 日以内に書面により行う。

(2) 通知

参加資格審査の結果通知は、令和 8 年 7 月 2 9 日（水）付の郵送で行い、併せて電子メールを送信する。

(3) その他

参加資格を有する者が 4 者以上あった場合は、本要領「12. 審査基準等」の(1)技術提案書の提出者を選定するための基準に基づく評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として 3 者程度選定する。ただし、同評価の提出者が 2 者を超えて存在する場

合及び評価点が僅差の場合はこの限りではない。

10 技術提案書の作成方法

(1) 提出書類

様式等	提出部数
① 技術提案書（様式 7）	各 7 部 （正本 1 部、副本 6 部）
② 業務の実施方針・実施フロー・業務工程表（様式 8）	
③ 特定テーマに対する技術提案（様式 9－1～9－3）	
④ 見積書（様式任意）	1 部

(2) 留意事項

- ① 文字サイズは 10 ポイント以上とし、字体は読みやすいものとする。
- ② 様式 8 を別紙で提出することができるものとする。別紙とする場合、実施方針、実施フロー、工程表の項目毎に A 4 用紙 2 枚若しくは、A 3 用紙 1 枚で提出することもできるものとする。
- ③ 本要領「1. 業務概要（4）」に示した特定テーマに対する取組方法を具体的に記載すること。記載にあたっては、1 テーマにつき指定様式 4 枚までとする。
※A 4 用紙 2 枚分を A 3 用紙 1 枚として提出することもできるものとする。
- ④ 見積書には、仕様書等に記載されたすべての業務の見積額（税込）を記載すること。

(3) 提出期限

令和 8 年 8 月 2 4 日（月） 1 7 時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。（なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。また、持参の場合には、土日、祝日を除く 9 時から 1 7 時までの間に持参すること。）

(5) 提出先

三田市教育委員会 学校教育部学校給食課（ゆりのき台給食センター 1 階）
（送付先は、「15 問合せ先」を参照）

11 プレゼンテーション

以下のとおりプレゼンテーションを行う。

(1) 開催日

令和 8 年 9 月 1 日（火）※詳細は別途通知

(2) 場所

三田市教育委員会（三田市役所南分館）会議室

(3) 開始時間

後日連絡する。

(4) 出席者

予定管理技術者・主任技術者を含め、5 人以内とする。

(5) その他

- ① プロジェクター、HDMI ケーブル及びスクリーン（又は大型モニター）は市にお

いて用意する。

- ② プレゼンテーションは、本件業務を担当する者が説明を行うものとする。
- ③ プレゼンテーションは1者ごとに実施し、説明30分以内、質疑応答30分以内とする。
- ④ プレゼンテーションの際に、技術提案書の内容をまとめたプレゼンテーション資料を配布することができるものとする。資料を配布する場合は、プレゼンテーション資料を7部用意し、当日のプレゼンテーションの場で配布するものとする。

12 審査基準等

参加表明書及び技術提案書の評価項目、判断基準並びに評価の配点は以下のとおりとする。なお、選定は、次の「(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準(一次審査)」及び「(2) 技術提案書を特定するための基準(二次審査)」による審査結果に基づく評価点の合算により行う。

(1) 技術提案書の提出者を選定するための基準 (一次審査)

分類	評価項目	評価内容	配点	評価基準	
業務経歴等 (20点)	過去10年以内の本業務と同種または類似の業務の実績	配点は、 ①同種業務の実績が複数ある場合は5点 ②同種業務の実績がある場合は4点 ③類似業務の実績がある場合は3点 ④上記以外は0点	5点	① ② ③ ④	5点 4点 3点 0点
	業務担当責任者の実績・能力	配点は、 ①同種業務の実績が複数ある場合は5点 ②同種業務の実績がある場合は4点 ③類似業務の実績がある場合は3点 ④上記以外は0点	5点		
		事業者選定支援業務やモニタリング業務を含む専門的なノウハウや知識を有し、本業務に活かすことが期待できるか。	5点	特に優れている 優れている 普通 やや不十分 不十分	5点 4点 3点 2点 1点
	本業務の推進体制	業務担当責任者を補佐する担当者を複数配置するなど、国の施策動向や先進事例を的確に把握し、反映できる万全の体制になっているか。	5点		

(2) 技術提案書を特定するための基準（二次審査）

分類	評価項目	評価内容	配点	評価基準	
実施方針等 (10点)	本市における学校給食のあり方の理解度	本市における学校給食センターの置かれている状況を理解し、三田市学校給食センター整備基本構想を踏まえるとともに、国の最新の動向を的確に捉えた提案となっているか。	5点	特に優れている 優れている 普通 やや不十分 不十分	5点 4点 3点 2点 1点
	計画策定作業の工程	スケジュール及び作業工程が具体的に設定され、実現性・具体性のある高い効果を見込むことができる提案となっているか。	5点		
特定テーマ に対する 技術提案 (70点)	①三田市学校給食センター整備基本構想における基本理念及び基本方針の具現化に対する考え方について	H A C C P の概念に基づいた汚染・非汚染作業区域の明確な区分、ドライシステムの導入、室温・湿度管理（25℃・80%以下）を実現する計画案等を構築する能力に長けているか。	5点		
		地元食材を活かす献立開発や炊飯機能の活用案、調理過程の見学スペースの工夫、SNSやICTを活用した効果的な食育プログラムの提案能力に長けているか。	5点	特に優れている 優れている 普通 やや不十分 不十分	5点 4点 3点 2点 1点
		将来の喫食数変動に対応可能な柔軟な施設・運営計画に対する提案力があるか。	5点		
		市の問題点・課題を整理するにあたって、現基本構想の検証及び把握・分析方法に独自の工夫や新たな視点が盛り込まれた提案はあるか。	10点		
	②最適事業手法の選定方法について	民間事業者による事業内容を周知させ参入意欲を高めるとともに、参入の可能性や課題を探ることができる提案となっているか。	10点	特に優れている 優れている 普通 やや不十分 不十分	10点 8点 6点 4点 2点
		最適な事業手法（DBO、PFI等）の評価を行うにあたり、客観的かつ説明責任が果たせる評価が導き出せる提案となっているか。	10点		
		民間ノウハウによるLCC（ライフサイクルコスト）の最適化が図られる提案となっているか。	5点	特に優れている 優れている 普通 やや不十分 不十分	5点 4点 3点 2点 1点
	③既存施設の稼働維持と円滑な整備・移転マネジメントについて	新施設建設予定地における造成計画及び建築計画の最適化に対する立案能力が備わっているか。	10点	特に優れている 優れている 普通 やや不十分 不十分	10点 8点 6点 4点 2点
		建設車両と配送車両の動線分離などの安全対策や跡地活用の方向性を含めた敷地全体の効果的な利用計画への立案能力が備わっているか。	10点		
見積金額 (10点)	見積り金額に関する評価	見積金額に関する評価 （参加事業者中最低見積価格／当該事業者見積価格）×10 ※見積金額は税抜とする。算出された評価点の小数点以下第2位を四捨五入する。	10点		
その他 (10点)	策定支援	基本計画策定について全般的なサポートを円滑に行える提案はあるか。	5点	特に優れている 優れている 普通 やや不十分 不十分	5点 4点 3点 2点 1点
	取り組み意欲等	業務担当予定技術者の質問に対する受け答えは適切であり、計画策定業務を万全の体制で成功させようとする意欲が感じられるか。	5点		

(3) その他

同点の場合の優先項目は、次のとおりとする。

- ① 分類「提案内容等」の合計得点が高い者
- ② 分類「特定テーマに対する企画提案」の合計得点が高い者
- ③ 見積書の金額が低い者
- ④ 上記においても同点の場合は、プロポーザル審査会による協議

13 技術提案書審査・通知

- (1) 提出された企画提案書についてプロポーザル審査会が審査し、提出した者の中から評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。なお、提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点（評価の総合計点が6割）以上の点数を得られなかった場合は、候補者として特定しない。

- (2) 申込者が2人以上あり、次点の申込者が審査基準の要件（評価の総合計点が6割）を満たしている場合は補欠とし、最高点の評価を獲得した申込者が何らかの理由により申込を辞退、または審査会が特定の取り消しを行った場合は次点の申込者を繰り上げ、候補者として特定する。
- (3) 審査の結果は、すべての提出者に対して、書面により通知する。技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非特定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

14 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 技術提案書の提出は1者につき1案とする。
- (4) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、記載した予定技術者（管理技術者及び主任技術者）は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者に変更することについて、市の了解を得なければならない。
- (6) 随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。なお、辞退する場合は、速やかに書面（様式任意）によりその旨届け出るものとする。
- (7) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
- ・参加資格要件を満たしていない場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合
 - ・本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ・審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ・見積書の金額が、見積限度額を超過した場合
 - ・本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合
- (8) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の仕様書に適切に反映するものとする。
- (9) 契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上（三田市内に本社本店のある者については100分の3以上）の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (10) 技術提案書等の著作権等については、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した技術提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

15 問合せ先

〒669-1324 三田市ゆりのき台6丁目8番

三田市教育委員会 学校教育部学校給食課（ゆりのき台給食センター1階）

TEL 079-567-2279

FAX 079-567-2329

E-mail:kkyush_u@city.sanda.lg.jp